

所得税の「予定納税」って

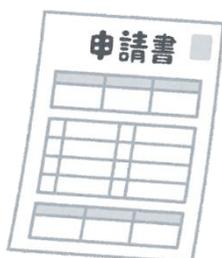
…ナニ？



確定申告が終わり、納税も済ませてホッとされている時期ではないでしょうか。ですが、すでに来年の確定申告についての準備は始まっています。その一つに「予定納税」という制度があります。

予定納税とは「その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度」となります。簡単に言うと「来年の所得税額の前払い」です。

予定納税は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日（令和4年は8月1日）までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。該当する方のところへ所轄の税務署長から6月15日までに、書面で通知されますので、忘れずに納付していただき、来年の確定申告時には予定納税の金額を確定申告書へ記載しますので、通知をご持参ください。



「予定納税」の減額申請って？

その年の6月30日の現況で所得税および復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます（第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです）。

減額申請をされる方は『申告納税見積額の計算の基礎となる事実を記載した書類（決算書等）』の提出も必要です。お問い合わせは青色申告会事務所まで。

【ご注意ください!!】

令和3年中に支援金や交付金などを受け取られた方は予定納税が発生する可能性がございます。
未納付ですと延滞税等が発生する場合もございますので、ご注意ください。



一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町 449-2 戸塚法人会館 106号室
電話：045-881-8558 FAX045-861-3505